

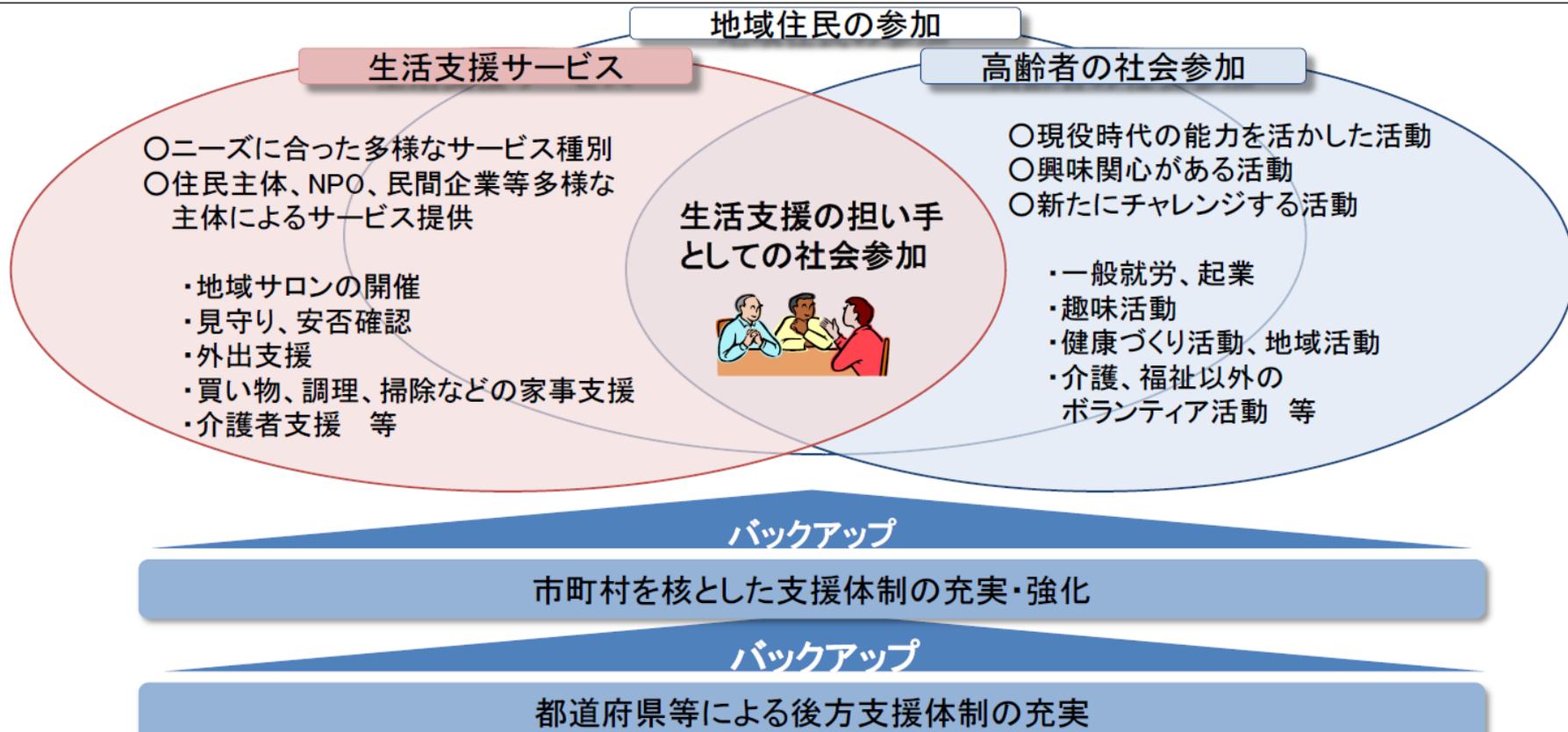
# 生活支援体制整備事業の概要

---

石巻市 健康部 介護保険課

# 【参考】生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。  
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



## 【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

## (A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

## (B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

## (C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

## 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

### 生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築

家事援助

サロン活動

外出支援

見守り・安否確認

石巻市

第1層  
コーディネーター

第1層:市全域

ボランティア  
組織

NPO法人

社会福祉法人

第1層  
協議体

老人クラブ  
連合会

地域包括支  
援センター

民生委員・  
児童委員

町内会連合  
会

- ・提案が目的ではありません。
- ・提案は**問題解決の手法の1つ!**
- ・報告により、情報を共有

提案  
報告

提案  
報告

提案  
報告

第2層:地区民協単位

第2層  
コーディネーター

第2層:地区民協単位

地域包括支  
援センター

地区組織

第2層  
協議体

町内会

民生委員

サロン活動  
団体

保健師

地域包括支  
援センター

地区組織

第2層  
協議体

町内会

民生委員

サロン活動  
団体

保健師

# 生活支援体制整備事業の概略

## ◎地域みんなの力を集結する取り組み

(協議体と生活支援コーディネーター)



※協議体のメンバーは地域によって変わり、多様な主体がメンバーとなる。



### 【協議体(支え合い会議)】

⇒ 地域の多様な主体がメンバーとなり、今やっていることや無理なく、今できることなどをみんなで話し合う仕組み。



### 【生活支援コーディネーター

(地域支え合い推進員)】

⇒ 協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役。

# 第2層協議体の立ち上げまでの流れ(平成30年度)

平成30年度は、4地区を予定。

- ①釜・大街道地区(旧石巻市本庁エリア)
- ②石巻地区(旧石巻市本庁エリア)
- ③門脇地区(旧石巻市本庁エリア)
- ④牡鹿地区(旧6町エリア)



第7期介護保険事業計画 設置予定数			
H30	H31	H32	計
4地区	5地区	7地区	16地区

流 れ	① 準備			②設置	③運営 (継続的な活動)
	地域の助け合い・支え合いを考えていくために、座談会を開催し、協議体をどのようにつくるかを話し合います。 必要に応じて、複数回の開催や研修会の開催も行います。			協議体の運営方法等を話し合います。	
業 務	地区座談会の準備 (内容検討)	地区座談会の開催	地区座談会の精査	第2層協議体の発足	第2層協議体の活動開始

※以降、協議体の設置に至るまで必要に応じて各地区において座談会を開催していきます。